

議案第17号

大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（特殊勤務手当の区分）</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>防疫作業</u>に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(4)～(6) （略）</p> <p>(7) <u>動物の処理</u>に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(8)・(9) （略）</p> <p>（<u>防疫作業</u>に従事する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第4条 <u>防疫作業</u>に従事する職員の特殊勤務手当は、<u>次に掲げる処理</u>に従事する職員に支給する。</p>	<p>（特殊勤務手当の区分）</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>伝染病防疫作業</u>に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(4)～(6) （略）</p> <p>(7) <u>犬猫の死体処理及び捕獲犬の処理</u>に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>(8)・(9) （略）</p> <p>（<u>伝染病防疫作業</u>に従事する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第4条 <u>伝染病防疫作業</u>に従事する職員の特殊勤務手当は、<u>伝染病防疫に従事する職員が、伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑</u></p>

(1) 感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の収容その他必要な措置又は感染症の病原体の付着若しくは付着のおそれのある物件の処理に従事したとき。

(2) 家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が患畜若しくは家畜伝染病の疑いのある家畜の処分その他必要な措置又は家畜伝染病の病原体の付着若しくは付着のおそれのある物件の処理に従事したとき。

2 前項に規定する手当の額は、日額500円とする。

(動物の処理に従事する職員の特殊勤務手当)

第8条 動物の処理に従事する職員の特殊勤務手当は、次に掲げる処理に従事する職員に支給する。

(1) 有害鳥獣の殺処分に従事したとき。

(2) 有害鳥獣、犬猫等の死体処理及び捕獲に従事したとき。

2 (略)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

のある患者の収容その他必要な措置又は伝染病菌の附着し、若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したときに支給する。

(新設)

(新設)

2 前項に規定する手当の額は、作業1日につき500円とする。

(犬猫の死体処理及び捕獲犬の処理に従事する職員の特殊勤務手当)

第8条 犬猫の死体処理及び捕獲犬の処理に従事する職員の特殊勤務手当は、犬猫の死体処理及び捕獲犬の処理に従事する職員に支給する。

(新設)

(新設)

2 (略)

(細目)

第12条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。